

奈良県告示第百八十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、次のとおり医療機関の指定をした。

令和三年十月五日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	指定年月日
みなづき診療所	生駒郡斑鳩町興留二丁目五番四一 号	令和三年六月二 十八日
アカイ薬局	大和高田市片塩町五―七	令和三年八月一 日
クスリのアオキ藤原京薬局	橿原市四分町二五―一	令和三年九月一 日
クスリのアオキ真美ヶ丘薬局	香芝市真美ヶ丘二―一三―一七	令和三年九月一 日
キリン堂薬局河合町店	北葛城郡河合町広瀬台三―五―二	令和三年九月一 日